

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から同年 10 月まで
② 昭和 44 年 10 月から 48 年 1 月まで
③ 昭和 59 年 4 月から同年 5 月まで
④ 平成元年 2 月から 4 年 12 月まで
⑤ 平成 5 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間①及び②については、昭和 41 年ごろからA市Bに居住し、市役所のC支所から毎月集金人が来て、保険料は月額 150 円ほどであったことを覚えており、申立期間③については、同市Dに転居し、同支所から毎月集金人が来ていたことを覚えている。

また、申立期間④及び⑤については、E市に転居し、納付書で納付してきた。未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、⑤については、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間直前の平成5年1月から3月までについて7年2月24日及び同年3月28日に国民年金保険料を過年度納付し、申立期間直後の5年10月から6年3月についても7年11月16日に保険料を過年度納付していることが確認できる上、申立人が当時居住していたE市では、未納保険料について納付書を発行して納付勧奨していたことが確認できることから、申立人が申立期間についてのみ過年度納付を行わなかったものとみるのは考え難い。
- 2 一方、申立期間のうち、①、②及び③については、申立期間当時居住

していたA市が保管する国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納であり、申立期間④についてもE市が保管する国民年金収滞納リストにおいて未納である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、①及び②については、申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、F社会保険事務所が保管する被保険者台帳管理簿において昭和48年3月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が行われていた時期ではなく、申立人からはさかのぼって納付したとの主張も無い。

- 3 申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から50年3月まで
② 昭和60年3月から同年6月まで

私は、社会保険事務所に対し、未納期間となっている昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料について、平成19年7月3日、照会申出書を提出し、同年8月22日付けで申立期間については納付の事実が確認できなかったとの回答が届いた。

しかし、申立期間①については、国民年金に加入手続きを行い、昭和49年1月から国民年金保険料を納付してきている。領収書は紛失してしまったが、A信用金庫で納付しており、未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

なお、申立期間②についても、B郵便局で納付しているので、併せて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和49年1月から50年3月までについては、申立人は、国民年金加入手続きを行い、A信用金庫で国民年金保険料を納付したとしており、申立人の国民年金手帳記号番号が50年11月に申立人の夫と連番で払い出されていることが確認でき、申立人及びその夫は、このころに国民年金加入手続きを行ったものと推認され、この時点において、申立期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人が当時居住していたC市では国民年金の加入を受け付けた際、現年度分の保険料を収納の上、過年度分についても納付を勧奨しているこ

とが確認されており、勸奨を受けた申立人は金融機関において申立期間の保険料を過年度納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、②昭和60年3月から同年6月までについては、申立人が、申立てのとおり、62年3月に、国民年金保険料をB郵便局において過年度納付していることが社会保険事務所が保管する領収済通知書により確認できるものの、この納付については、未加入期間の納付であることが判明したため、社会保険事務所では、これを当時未納期間となっていた61年1月から同年3月までの保険料に充当の上、残余额(6,220円)を63年3月17日に還付する手続きを行っていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できるが、この一連の事務処理には不自然さはいかたがえなない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで

私は、昭和39年に国民年金に加入し、国民年金保険料を集金人に納付していた。また、結婚後は夫と一緒に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金に加入以降の国民年金保険料をすべて納付している上、平成10年4月から60歳に到達するまで、保険料を前納するなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の50年9月に夫婦連番で払い出されており、申立人とその夫は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立人の夫については、申立期間のうち、48年4月から49年3月までの国民年金保険料を50年9月6日に過年度納付していることが社会保険事務所の保管する特殊台帳で確認でき、A市が保管する国民年金収滞納リストでは、納付日が確認できる昭和51年度から56年度までについて、申立人とその夫は、保険料を同一日に納付しており、申立人夫婦は、基本的に保険料を一緒に納付していたものと考えられることから、申立人は、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和44年4月から48年3月までについては、上記の国民年金手帳記号番号とは別に婚姻前の39年10月に払い出され、

この記号番号により 39 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが、申立人の所持する国民年金手帳からも確認できるものの、一緒に納付していたとする申立人の夫は、43 年 11 月の婚姻を機に転居しているが、住所変更手続きがされておらず、社会保険事務所では昭和 49 年度に A 市から不在報告を受けて、不在被保険者として管理していることが特殊台帳から確認でき、婚姻後については集金人に保険料を納付することができなかったものと考えられることから、当該期間の保険料を納付していなかったとみるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が、婚姻後に夫と連番で払い出された昭和 50 年 9 月の時点では、申立期間のうち、44 年 4 月から 48 年 3 月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、これを納付するには、特例納付によることとなるが、申立人からはさかのぼって納付をしたとの主張は無い。

加えて、申立人が申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで
私の国民年金については、母親が加入手続を行い、国民年金保険料は郵便局で振り込んだと言っていたことを覚えている。納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和36年4月の国民年金制度開始より60歳になるまで申立期間を含めて保険料をすべて納付しており、申立人の母親の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月に払い出されており、申立人の母親は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この当時、A町（現在は、B市）では、現年度保険料の納付勧奨をした上、未納保険料について納付書を発行していたことが確認できることから、納付の勧奨を受けた申立人の母親が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、昭和48年3月15日、国民年金に任意加入後、国民年金保険料を切れ目が無いように納付してきた。申立期間の保険料については、A銀行B支店で納付書により3,000円ほど納めたと記憶しているので改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和48年3月15日に国民年金に加入以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A銀行B支店で3,000円ほどの保険料を納付書により納付したとしており、これは申立期間の保険料額とおおむね一致する上、申立人は、国民年金に昭和48年3月15日に任意加入し、申立人が49年3月及び50年1月から3月までの保険料については、50年7月25日に同支店で過年度納付していることが社会保険事務所の保管する領収済通知書により確認でき、未納保険料があった場合、社会保険事務所は納付書を発行し納付勧奨することが確認されていることから、申立期間の保険料についても納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和47年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和47年5月から同年8月までの標準報酬月額については8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月22日から同年11月21日まで
② 昭和48年3月2日から同年4月1日まで

昭和46年3月に株式会社Aに入社した後、事業主の兄弟が経営していた株式会社Bに配属された。その後同社が倒産したため株式会社Aに戻り、48年3月末まで同社に勤務していた。

しかし、申立期間①及び②の期間については、厚生年金保険の加入期間とされていないことが納得できないので、調査の上、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

なお、申立期間②の期間については、株式会社Aは当時、会社更生法の適用を受けていたが、給料は支給されていたので、厚生年金の加入期間は継続しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述等により、申立人が昭和46年3月21日から47年8月31日まで株式会社Bに勤務していたことが認められるが、社会保険事務所の記録では、同年5月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険庁の記録では、株式会社Bは、昭和47年5月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、申立人と同

様に同年10月1日の定時決定の標準報酬月額が記載された後に、二重線で消され、資格喪失日が同年5月21日とさかのぼって記載されている者も社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿で5人以上確認でき、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和47年5月21日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、複数の同僚の勤務期間に関する供述から同年9月1日であると認められる。

また、昭和47年5月から同年8月までの標準報酬月額については、株式会社Bに係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿における、申立人に係る同年10月1日付け標準報酬月額の訂正前の記載から、8万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち昭和47年9月1日から同年11月21日までの期間については、申立人が株式会社B又は株式会社Aにおいて勤務していたことは雇用保険の記録から認められるが、厚生年金保険料の控除の有無等について当時の事業主及び役員に照会したところ、株式会社Bは同年8月31日に倒産しており、当時の資料が保管されていないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険料控除の有無は不明との回答であり、株式会社Aについても既に破産し、当時の資料の存否も不明であるため、申立てに係る事実を確認することはできない。

また、株式会社B及び株式会社Aの従業員に照会しても、申立人が申立期間において株式会社Bで勤務していたこと以外の厚生年金保険料控除に係る供述を得ることはできなかった。

さらに、株式会社Aに係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間において申立人の氏名は記載されていない。

加えて、申立期間②については、株式会社Aの複数の元役員及び従業員に照会しても、申立てに係る資料及び供述を得ることはできなかったため、申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立人は昭和48年3月7日付けでC県D市に住民票を異動していることが戸籍の附票から確認できることから、同年3月末まで遠隔地であるE県F町（当時）内の株式会社Aに勤務していたとする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

さらに、申立期間②について、申立人に係る雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立期間①のうち昭和47年9月1日から同年11月21日までの期間、及び申立期間②について、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和47年9月から同年10月までの期間、及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和39年6月から40年3月までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和39年6月20日、資格喪失日に係る記録を40年4月1日とし、同期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る昭和39年6月から40年3月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月1日から40年3月31日まで

私は株式会社Aに、昭和39年3月1日から40年3月31日まで、他の社員と同じように午前9時から午後6時まで正社員として正規に勤務していたので、その期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが申立人に文書で回答をしている「ピアノ売場での勤務確認」及び複数の同僚の供述並びに申立人及び同僚の所持する当時の写真から、申立人が当該事業所に勤務していたことが認められ、その勤務期間は、同僚が申立期間当時記載していた日記帳の内容及び他の同僚の供述から、昭和39年6月20日から40年3月31日であることが推認できる。

また、厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚が、「申立人と一緒にピアノ売場で勤務していた。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人においても、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

さらに、昭和39年6月から40年3月までの標準報酬月額については、申立期間の始期に同事業所で厚生年金保険を新規取得した女子社員11人の標準報

酬月額から、申立人の標準報酬月額は、昭和 39 年 6 月から 40 年 3 月まで 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料は保存されておらず、保険料を納付したか不明であると供述しているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 6 月から 40 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 39 年 3 月から同年 5 月までの期間については、株式会社 A に照会しても、申立人の勤務実態等を確認できる関連資料等は保管されていない上、当時の同僚からも申立人の勤務実態に係る供述を得ることができなかつたため、申立てに係る事実を確認できない。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年2月1日から33年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和32年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年2月1日から33年5月1日まで
② 昭和33年8月18日から34年1月1日まで

昭和32年2月1日から55年9月1日までA株式会社B支店に勤務していた。厚生年金保険被保険者の記録の照会をしたところ、①及び②の期間の加入記録が無かったので厚生年金保険被保険者期間を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A株式会社B支店の保管する「厚生年金台帳」では申立人が昭和32年2月1日から厚生年金保険の資格を取得したと記載されていること、並びに同事業所及び同僚の供述により、申立人が同年2月1日から同事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同一業務に従事していた同僚及び申立人の昭和33年5月に係る社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、同事業所が保管する「厚生年金台帳」に厚生年金保険加入期間として記録されていることから、保険料を控除し、社会保険事務所に納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、雇用保険の被保険者加入記録と社会保険事務所の厚生年金保険被保険者の加入記録が一致している上、当該事業所が保管する「厚生年金台帳」の資格喪失日（昭和33年8月1日）及びその後の資格取得日（昭和34年1月1日）は、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者の加入記録と一致している。

また、申立期間②において、当該事業所に勤務していた同僚に照会しても申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料を所持していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年3月31日まで

A株式会社に勤務していた平成3年4月1日から5年3月31日に係る標準報酬額が9万8,000円となっているが、その間、給与からは標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料を控除されていた。

この件について調査したところ、当時勤務していたゴルフ場運営会社が厚生年金保険料を滞納していたため、当該事業所監査役と社会保険事務所の職員が合意して実施したことがわかったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時のA株式会社の監査役に照会を行ったところ、B社会保険事所担当者と同社代表者等が協議の上、申立期間及びその後の期間において申立人の給与から標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料を控除しながら、申立期間においてだけは、社会保険事務所へ標準報酬月額を9万8,000円に訂正する届けを行い、厚生年金保険料の納入額を変更した旨の回答が得られた。

また、A株式会社の他の役員から提供された平成3年4月から5年10月分の給与明細書によると、標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料3万8,425円が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録によ

ると3年4月から5年3月までの申立期間においては、同役員についても標準報酬月額^{そきゅう}は、申立人と同様に遡及して9万8,000円に訂正されている。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、9万8,000円と記録されているが、この申立期間の標準報酬月額について、平成5年3月30日付けで3年4月1日^{そきゅう}に遡及して53万円から9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

加えて、申立人は当該事業所の取締役であったものの、申立人はゴルフ場の総支配人であり、経営及び総務関係には関与していないと述べており、当該事業所における他の役員の供述及び社会保険事務所の滞納処分票に記載されている内容から判断すると、申立人は標準報酬月額の訂正に係る決定及び処理等について知り得る立場ではなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額（9万8,000円）は、当該厚生年金保険料に相当する標準報酬月額と相違していると認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人における社会保険庁の記録及び役員の給与明細書において確認できる保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時のA株式会社の監査役は、B社会保険事務所担当者と同社代表者等が協議の上、申立人の給与から標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料を控除しながら、社会保険事務所へ標準報酬月額を9万8,000円に訂正する届けを行い、厚生年金保険料の納入額を変更した旨の供述をしていること並びに給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成3年4月から5年3月までの申立期間の全期間にわたり一致していないこと及び社会保険庁の申立人に係る申立期間の訂正記録から、事業主が申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、社会保険事務所へ当初は53万円で届出したが、その後9万8,000円に訂正する届出を行い、その結果、社会保険事務所は53万円に基づく納入の告知を行ったものの、その後、標準報酬月額の訂正届が提出されたため、その後に納付されるべき保険料に充当又は還付していると考えられるため、事業主は訂正前の標準報酬月額（53万円）に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA有限会社における資格取得日に係る記録を昭和34年5月1日、資格喪失日に係る記録を36年2月13日とし、申立期間の標準報酬月額を34年5月から同年9月までは6,000円、同年10月から35年9月までは7,000円、同年10月から36年1月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月1日から36年2月13日まで

公共職業安定所の紹介でB県庁の北側にあるA有限会社に就職し、健康保険証の交付を受け、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを憶えている。同僚のC氏やD氏は厚生年金保険に加入しており、自分だけ加入していないことになっているのは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A有限会社の申立期間当時の取締役及び同僚の供述並びに申立人の申立内容が複数の同僚の供述と一致することから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、A有限会社の申立期間当時の取締役及び複数の同僚は、申立人が申立期間において同事業所の製版に従事していた旨、及び複数の同僚が厚生年金保険には全員加入していた旨を供述している上、申立期間において申立人及び同僚が記憶していた同僚全員について当該事業所における厚生年金保険の記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、昭和 34 年 5 月から 36 年 1 月までの標準報酬月額については、申立期間に当該事業所に在籍した同年齢の従業員の標準報酬月額改定額から、申立人の標準報酬月額は、34 年 5 月から同年 9 月までは 6,000 円、同年 10 月から 35 年 9 月までは 7,000 円、同年 10 月から 36 年 1 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の取締役は、申立期間当時の資料は存在せず、保険料を控除していたかどうか不明であると供述しているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が欠落したとは考え難い。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 5 月から 36 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和48年2月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月20日から同年2月28日まで
昭和28年3月からB株式会社に勤務し、48年2月に関連会社のA株式会社に出向したが、同年2月20日から同月28日の期間が空白となっている。引き続き勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が発行した昭和48年2月20日付けの「A株式会社への出向辞令」及び雇用保険の記録並びに複数の同僚の供述により、申立人は、同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和48年2月20日にB株式会社からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る昭和48年3月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明かでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から52年3月まで

私は、それまで未納であった期間をさかのぼって納付することができる制度ができたと聞き、母親が心配して支払ってくれた。そのことはA市役所に何度か行き、同市において20歳から納付済となったことを確認している。未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人若しくは申立人の母親が、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年12月に払い出されており、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立人は国民年金保険料を同年4月までさかのぼって納付したことは認められるものの、この時点は特例納付が実施されていた時期ではなく、申立期間の保険料を特例納付するには、第3回目の特例納付によることとなるが、申立人の母親が申立期間の保険料を特例納付したとする時期、納付場所、納付金額等が不明確である上、特例納付した場合に社会保険事務所において作成・保管されるべき特殊台帳が作成された形跡は無い。

さらに、申立人は、A市役所において、20歳までさかのぼって納付したことを確認したと主張し、申立人は、同市の担当者は納付によって、こちらの記録上つながったと述べたとも主張しているが、このことは、同市において把握している昭和52年4月からの国民年金の納付記録につ

ながった、あるいは、申立人が 62 年 5 月 21 日に 61 年 4 月から 62 年 3 月までの保険料を過年度納付したことにより共済年金の被保険者期間である昭和 60 年度と国民年金の納付記録が継続されたことが確認できることから、このことを説明したと考えるのが自然である。

加えて、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 904

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月まで

私は、両親に国民年金の加入を勧められ、昭和 53 年 8 月ごろ、A 市 B 区役所で加入手続をしたその際、同区役所の担当者から「過去 2 年間さかのぼって払える。一括で払いますか。」と言われたので、「分割なら払えます。」と伝えたところ、手書き納付書 3 枚を手渡された。その足で 1 回分を払い、その後の分も忘れないようカレンダーに記入し合計 10 万円を超える金額を支払った。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 53 年 8 月ごろに A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った際、未納となっている国民年金保険料のうち 2 年間はさかのぼって納付できる旨の説明を受け、手書きの納付書を発行してもらって、51 年 7 月から 53 年 7 月までの保険料を納付し、その合計金額は 10 万円を超えていたと主張しているが、この期間を納付するのに必要な保険料額は約 5 万円であり申立内容とは相違する。

さらに、申立人は、A 市が保管している国民年金収滞納リストにおいて昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、社会保険事務所が保管している国民年金保険料領収済通知書から同年 10 月から 54 年 3 月までの期間及び同年 4 月か

ら 55 年 3 月までの期間の保険料を、手書きの納付書でいずれも同年 9 月 17 日に過年度納付をしたことが確認できることから、申立人はこのことを誤認している可能性がうかがわれる。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、42 年 4 月から 50 年 3 月までの期間及び 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 42 年 4 月から 50 年 3 月まで
③ 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

申立期間①については、20 歳になった際、両親に勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料は、最初は姉の分と一緒に母親が支払い、その後はいつのころからか私が、3 か月分をまとめて集金人に納付していた。申立期間②についても、集金人に保険料を納付していたにもかかわらず、督促があり、再度支払いに行ったことも覚えている。申立期間③については保険料が免除とされているが、免除手続を行った記憶は無く、この間も保険料を納付していたので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人若しくは申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。
- 2 申立期間①昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号が連番で払い出され、申立人と一緒に保険料を納付したとする申立人の姉は、申立期間について、社会保険事務所が保管している領収済通知書から 55 年 6 月 30 日に特例納付していることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立期間②昭和 42 年 4 月から 50 年 3 月までについては、申立

人の姉は 42 年 4 月から 45 年 3 月までの保険料を上記の特例納付により納付していることが確認できるのみで、申立期間については現年度納付されておらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる形跡はみられない。

- 3 申立期間③昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までについては、申立人は、国民年金保険料の免除を申請した記憶は無く、保険料を納付したと主張しているが、A 市が国民年金保険料の納付状況を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申請免除期間とされており、このことは社会保険庁のオンライン記録からも確認できることから、保険料の納付がなかったものとみるのが自然である。
- 4 申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から48年3月までの期間及び平成6年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成6年4月から7年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から48年3月まで
② 平成5年1月から7年6月まで

(注)申立人と連絡が取れないため、申立期間の特定が困難である。

私の厚生年金保険の期間は、昭和36年9月に入社し、定時制高等学校に通いながら、昭和41年4月まで勤めていたと思っていたので、今、社会保険事務所で確認してもらっている。その後は、自営をしていたので国民年金に加入していた。そのほか、平成6年2月分が抜けているのと、平成6年度分は、国民年金保険料が免除になっていると思うので、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の手帳記号番号から、昭和51年2月ごろに申立人の元妻と連番で払い出されており、このころに申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、既に申立期間は、時効により納付することができない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた期間でもない。

なお、申立期間①のうち、昭和39年4月から40年7月については、厚生年金保険加入期間である。

2 申立期間②については、このうち平成6年2月については、A市が国民年金保険料の納付状況を記録している国民年金収滞納リストにおいて、前後の期間は申立人の元妻と一緒に口座振替により保険料を納付していることが確認できるものの、当該期間については夫婦共に「納付なし」とされている上、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の元妻は、申立人と離婚後の同年6月24日付けで過年度納付していることが確認できることから、申立人は当該期間の保険料を納付しなかったものとみるのが相当である。

また、申立期間②のうち、平成6年4月から7年6月までについては、申立人は、国民年金保険料は免除されているはずであると主張しているが、当該期間は、A市の国民年金収滞納リストにおいて「納付なし」とされており、免除の記録は無く、このことは、社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、申立内容は不自然である。

なお、申立期間②のうち平成5年1月から6年1月までの期間及び同年3月については、国民年金保険料納付済の期間である。

3 申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人について、申立期間①、及び②のうち平成6年2月の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできず、申立期間②のうち、6年4月から7年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 63 年 6 月まで

昭和 60 年 7 月に夫が自営業を始めた半年後ぐらいに、A 区役所から国民年金が未納になっているとの督促が有った。そのため、当月分と併せて私と夫の未納分を納付したので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号の払出しは、前後の被保険者の記号番号から、平成 2 年 11 月ごろと推認され、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点で、申立期間は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、国民年金手帳記号番号の払出し時点で時効間際の昭和 63 年 7 月から同年 9 月の保険料を平成 2 年 10 月 31 日に納付していることが社会保険庁のオンライン記録で確認できることから、申立人は、申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えるのが相当である。

なお、申立人は当月分と併せて申立人夫婦の未納分を納付したと主張しているが、申立人は昭和 63 年 7 月から平成 2 年 11 月の国民年金保険料については、過年度納付しており、そのうち納付日の確認できる元年

10月から2年3月までの期間については、3年11月から4年4月までの現年度保険料と併せて毎月納付していることが確認できることから、申立人はこのことを誤認している可能性がうかがえる。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から49年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から49年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

申立期間①の国民年金については、20歳になった時に、父親が加入手続を行い、3か月に1度、集金人に保険料を納付してくれていたと聞いている。また申立期間②については、会社を退職後、社会保険事務所において国民年金の再加入手続を行い、保険料を納付してきたので、未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった時に、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月に払い出されており、このころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点において、申立期間①及び②の保険料は既に時効であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からも、保険料をさかのぼって納付したとの主張は無い。

申立期間①昭和45年10月から49年3月までについては、申立人の父親が申立期間について申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②昭和 50 年 1 月から同年 3 月までについては、申立人が会社を退職後、社会保険事務所において国民年金の再加入手続を行い、保険料を納付してきたと主張しているが、申立当時、国民年金の加入手続は社会保険事務所では行えない上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年6月まで

私は昭和59年3月に勤務先を退職後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、60年6月まで国民年金保険料を納付したと記憶しているので、申立期間について、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年3月に勤務先を退職後、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年12月に払い出されており、このころに申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料についてA市B区役所で納付したと主張しているが、申立期間は、厚生年金保険被保険者資格を昭和59年4月1日に喪失したことに伴い、同日付けで国民年金の被保険資格が平成3年12月5日に追加された結果、未納期間となったことが社会保険庁のオンライン記録で確認できる上、A市の保管している国民年金収滞納リストにおいても、同市において国民年金の被保険者として管理されていなかったことを示す「登載無し」となっており、保険料の納付が無かったものとするのが相当である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 63 年 6 月まで

昭和 60 年 7 月に夫が自営業を始めた半年後ぐらいに、A 区役所から国民年金が未納になっているとの督促があった。そのため、当月分と併せて私と夫の未納分を納付したので、未納となっているのは納得できない。

(注) 本申立は、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の妻は申立期間について申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の妻の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号の払出しは、前後の被保険者の記号番号から、平成 2 年 11 月ごろと確認でき、申立人の妻はこのころに国民年金に加入したものと推認されることから、申立人が申立期間の保険料を申立人の妻と一緒に保険料を納付していたとの申立内容は不自然である。

さらに、国民年金手帳記号番号の払出し時点で時効間際の昭和 63 年 7 月から同年 9 月の保険料を平成 2 年 10 月 31 日に納付していることが社会保険庁のオンライン記録で確認できることから、申立人は、申立期間の保険料を納付することができなかったものとするのが相当である。

なお、申立人は当月分と併せて申立人夫婦の未納分を納付したと主張

しているが、申立人は昭和 63 年 7 月から平成 2 年 11 月の国民年金保険料については、過年度納付しており、そのうち納付日の確認できる元年 10 月から 2 年 3 月までの期間については、3 年 11 月から 4 年 4 月までの現年度保険料と併せて毎月納付していることが確認できることから、申立人はこのことを誤認している可能性がうかがえる。

このほか、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から4年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から4年6月まで

私が20歳になった平成元年7月に、母親が国民年金の加入手続の上、口座振替により国民年金保険料を納付し、4年6月の就職以降も納付してくれていた。社会保険事務所の納付記録には未納期間とされており、納付できないので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

なお、就職以降も引き続き国民年金保険料を納付しており、保険料が二重納付となっていたため、父親がA町役場（現在は、B市）に行き、国民年金課の窓口で是正を求めた経緯が有り、このとき二重納付の是正だけでなく、誤って他の記録も消去されてしまったのではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金への加入手続、保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の母親が平成元年7月に国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格取得記録から、5年2月に払い出されていることが確認できることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認され、このことは申立人が所持している年金手帳にも、初めて国

民年金被保険者となった日として同年2月1日と記載されており、これは社会保険庁の記録とも一致していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から60年6月まで

私は、申立期間当時、A県B市に居住しており、母親が同市で国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間の国民年金保険料については、自宅に集金に来た同市役所の職員に納付し、昭和50年度以降は、同市役所に持参して納付しており、未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時居住していたB市において、申立人の母親が国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に、昭和50年度以降は同市役所で納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格取得記録から、昭和44年4月ごろ払い出されていることが確認でき、同市の保管する国民年金被保険者名簿には、同年4月から45年9月までの保険料納付が記録されているものの、以降の保険料を納付した記録が無い上、同年10月7日にC市へ転出した旨が記載されており、申立人の主張と相違している。

また、申立人は、国民年金保険料の納付方法について、i)昭和45年10月ごろからC市に居住していたが、保険料は申立人の母親が引き続きB市で納付していたとも、ii)48年ごろにはD市に転居し、同市から送付された払込書により申立人若しくは申立人の母親が保険料を納付していたとも、iii)61年ごろにはE市F区へ転居し、申立人が同区で納付していたとも主張するなど、保険料納付に係る記憶が曖昧かつ不正確であ

る。

さらに、申立人が主張するD市の国民年金被保険者名簿に該当者はいない上、昭和61年ごろにE市F区に転居したとしているが、同市G区で60年4月26日を資格取得日とする国民年金の再加入手続を行うとともに、61年1月以降の保険料の免除申請を行っていることが確認できるなど、申立人の主張と符合しない。

加えて、申立人若しくは申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から57年2月まで
② 昭和59年1月から同年12月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、①A株式会社に勤務していた昭和49年1月から57年2月までの記録及び②株式会社Bに59年頃に勤務していたときの記録が無いことが判明した。記憶では両期間とも厚生年金保険料は控除されており、空白期間となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の供述により申立人がA株式会社の営業に従事していた事実があったことは推認できるものの、複数の関係者から申立人については、正社員ではなく、営業活動により獲得してきた仕事の量に応じて報酬を受け取る外交員の立場であった旨の供述があることから、同社と申立人との間に明確な雇用関係があったことは確認できない。

また、当該申立期間のうち昭和52年9月2日から53年1月25日までの期間について、社会保険庁の記録では同業他社である株式会社C（現在は株式会社B。以下同じ。）において厚生年金保険被保険者となっている点について、申立人は当該期間については同社に勤務した記憶が無いと主張しているが、同社の元総務担当者は、申立人は当該時期において同社に勤務し、社会保険にも加入していたと思われる旨供述している上、雇用保険の加入記録もあることから、申立人は当該期間について申立てに係る事業所とは異なる株式会社Cに在籍していた可能性がある。

さらに、A株式会社は既に解散しており、元事業主への照会によっても、

申立期間当時の人事記録や賃金台帳等の資料及び供述を得ることができないことから、申立人に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた事実の有無について確認できない。

- 2 申立期間②について、株式会社Bの申立期間当時の代表取締役及び総務担当者は、申立人は申立期間当時、同社ではフリーの営業員の立場であった旨供述しており、同社の正社員ではなかったことが推認できる。
- 3 社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間中の昭和53年1月25日から厚生年金保険の第4種被保険者（任意継続被保険者）になっており、同日以後の期間についてはいずれの事業所においても厚生年金保険被保険者でなかったことが確認できる。
- 4 申立人は、給与明細書等、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。
また、社会保険事務所が保管する申立期間①及び②の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。
さらに、雇用保険加入記録でも、両申立期間において雇用保険の被保険者であった記録は確認できない。
- 5 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。
- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 1 日から 50 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 9 月から 50 年 12 月までの期間、A 株式会社に勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 10 月 1 日と記録されている旨の回答を受けたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社が保管する申立人に係る履歴書の記載から、時期は明確でないものの、申立人は同社に昭和 49 年 11 月ごろに入社したことは推認できるが、同社に対し、申立人に係る厚生年金保険の適用及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除の有無について照会を行っても、これらについて確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、申立期間において A 株式会社の人事担当者であった元役員からは、入社時に大型免許及びけん引免許を所持している者についてのみ正社員として採用し、入社 3 か月後から厚生年金保険に加入させており、その他の者については、アルバイト社員として採用し、厚生年金保険には加入させていなかった旨の供述が得られたところ、事業主が保管する申立人に係る履歴書には、所持する免許は普通免許と二種免許と記載されており、入社時に大型免許等を所持していたことは確認できない。

なお、当該元役員からは、アルバイト社員として入社した者であっても、入社後に継続して勤務することが見込まれる等の場合には、正社員に変更し、厚生年金保険に加入させることがあるが、申立人については、履歴書の記載からみると、アルバイト社員として入社したと考えられる旨の供述

が得られた。

さらに、同僚に対し、申立人の申立期間における勤務実態等について照会を行ったものの、これを確認できる供述は得られなかった。

加えて、当該元役員及び同僚からは、申立期間当時、正社員として入社する者は少数であり、多くはアルバイト社員として入社していた旨の供述が得られた。

また、雇用保険の記録によると、申立人が申立期間に雇用保険の被保険者であった事実は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 1 日から 56 年 8 月 7 日まで
昭和 55 年 8 月 1 日から 56 年 8 月 7 日まで株式会社Aに勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無いとの回答を得た。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A関係者及び元役員の供述から、申立人が申立期間において期間の特定はできないものの、同事業所に勤務していたことは推認できるが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の同事業所役員に照会したものの、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する資料や供述も得られないため、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認することはできない。

また、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号に欠番も無いため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が同一部署に勤務していたと主張する当時の部下についても、上記の同名簿に氏名の記載は無い。

加えて、申立人は申立期間に給与明細書をもらっておらず、厚生年金保険料が控除されていなかったかもしれない旨のことを述べている等、記憶はあいまいであり、給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる資料を所持していない。

また、雇用保険の記録では、申立人が申立期間に被保険者であった記録

は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 28 日から 10 年 9 月 1 日まで
A株式会社において平成 6 年 12 月 28 日から 10 年 9 月 1 日まで代表取締役として勤務していたが、その間、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に、A株式会社に代表取締役として勤務していたことは、登記簿の記録及び申立期間当時の従業員の供述により推認できるが、申立期間当時、経理事務の責任者であった従業員は、当時、社会保険事務所と未納保険料の協議を行っており、会社の負担金を少なくするために、事業主は社会保険に加入しておらず、申立期間に厚生年金保険料が控除されていなかった旨の供述をしている。このことは、社会保険事務所が保管する同社に係る「社会保険料の滞納処分の執行停止についての経過一覧表」において推認できる。

また、申立人が所持していた平成 8 年度から 9 年度に係る課税証明書及び 10 年度から 11 年度に係る町税集合徴収課税台帳には、社会保険料控除額が記載されているが、同証明書及び同課税台帳に記載されている給与収入額から計算した社会保険料の額と大きく相違している上、社会保険料が控除されていない年度も確認できる。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の資格喪失年月日は平成 6 年 12 月 28 日となっており、同日付で健康保険証が返納されている上、同日から 2 年間について健康保険の任意継続被保険者としての記録が確認できる。

加えて、申立人は申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことに関す

る具体的な記憶を有していない上、給与明細書等申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 5 月 11 日まで
② 昭和 52 年 5 月 1 日から 54 年 10 月 20 日まで

A 株式会社にて昭和 33 年 4 月から 34 年 10 月まで勤めていた。当時、健康保険証も持っていて使っていたように思う。また、B 社については、同僚の連絡先もわかるので、同僚から話を聞き、両事業所について、勤務期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A 株式会社に係る申立期間①については、同僚の供述及び申立人の記憶する同僚が被保険者名簿に記載されていることから、申立人が当該事業所で勤務していたことについては推認できるが、上記同僚の供述においても申立人の勤務期間は明確でなく、申立てに係る事実は確認できない。

また、A 株式会社にて照会したところ、数年前の会社移転の際に昔の資料を処分したと回答しており、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は確認できない。

さらに、A 株式会社の申立期間に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は記載されていない上、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

2 株式会社 B に係る申立期間②については、同僚の供述、社員旅行の際に撮影された写真等から、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できるが、上記同僚の供述においても申立人の勤務期間は明確でなく、申立てに係る事実は確認できない。

また、株式会社 B に照会したところ、事業所は、雇用保険関係の離職証明書が保管されているが、申立人に関する記録は残っていないと回答しており、

申立てに係る事実は確認できない。

さらに、株式会社Bの申立期間に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は記載されていない上、健康保険番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

- 3 申立人は、いずれの申立期間についても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。
- 4 このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料、周辺事情は無い。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 21 日から 60 年 9 月 30 日まで

A社を退職した直後の昭和 50 年 8 月 21 日にB株式会社に入社し、60 年 10 月に退職するまで継続して勤務した。厚生年金保険料を控除されていたこと、会社の健康保険証を持っていたことも記憶しているが、厚生年金保険の加入記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の回答及び同僚の供述から、申立人が申立期間において同社で勤務していたことについては推認できる。

しかし、上記B株式会社の回答によれば、会社移転の際に当時の資料を処分したとしており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は確認できない。

また、B株式会社が申立人と同様の業務を行っていたとする従業員 3 人について調査したところ、うち 2 人については厚生年金保険加入記録があるが、1 人については加入記録が無く、同社の元役員も、「正社員であっても全員厚生年金保険に加入していたとは限らない。」と供述している。

さらに、申立人は、B株式会社に入社して間もない頃に、家族が病院で診察を受けたことを記憶していることから、当該病院に照会したが、申立期間における資料等は保管されておらず、申立てに係る事実を確認することはできない。

加えて、B株式会社の申立期間に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は記載されていない上、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から23年5月1日まで
② 昭和23年7月1日から25年7月1日までの
うちの約1年間
③ 昭和23年7月1日から25年7月1日までの
うちの約1年間

私は、①の期間についてA株式会社に、②の期間についてB株式会社に、③についてC社に勤務していたが、厚生年金被保険者期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無い。私は、A株式会社、B株式会社及びC社に、空白無く勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、法人登記等を調査しても、申立人の供述に該当するA株式会社の存在を確認することはできず、申立人が当該事業所の取引先であったとしているD株式会社の後継事業所であるE株式会社購買室に照会したところ、申立期間当時のF市内における取引先等は不明と回答しており、当該事業所の所在等は確認できない。

また、申立人の供述するA株式会社の所在地の近辺で昭和20年代から事業を営む事業主に照会しても申立てに係る事実を確認するための資料及び供述を得ることはできないため、同社の存在は確認できない。

さらに、社会保険庁の記録においても、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することはできなかった。

加えて、申立人は当該事業所の事業主、同僚等の姓のみしか記憶していないため、特定することはできず、申立てに係る事実を確認するための資料及

び供述を得ることはできない。

- 2 申立期間②について、法人登記等を調べたところ申立人の供述に該当するB株式会社の存在を確認することはできず、G県菓子工業組合、菓子製造機等販売大手の株式会社Hに照会しても、申立人の供述する当該事業所の所在地近辺で通称ポン菓子製造機（正式名称は穀類膨張機）を製造していた事業所の存在は確認できない。

さらに、社会保険庁の記録においても、当該事業所が適用事業所であった事実を確認することはできなかった。

また、申立人は事業主、同僚等の氏名を記憶していないため、特定することはできず、申立てに係る事実を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

- 3 申立期間③について、社会保険庁の記録を確認しても、申立人の供述する所在地には、「C社」の名称を有する厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人の供述する「C社」の所在地とは一致していないものの、「C社」の名称を有する事業所として、申立期間に厚生年金保険の適用事業所であった有限会社Iが存在するため、同工業所の後継事業所であるJ株式会社に照会したところ、申立期間当時の給与明細書、関連資料等は保管されていないため、申立てに係る事実は確認できない。

さらに、申立期間に係る有限会社Iの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の名前は記載されておらず、健康保険番号にも欠番が無い場合、申立期間において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立期間に有限会社Iに勤務していた従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認することができない。

- 4 申立人は、いずれの申立期間についても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立てに係る事業所に勤務していた時期及び厚生年金保険料の控除に関する記憶も明確ではない。

- 5 このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年8月30日から33年8月26日まで
② 昭和34年3月から35年5月まで

株式会社Aは昭和31年8月30日から勤務している。B社も34年3月から勤務している。入社日から厚生年金保険資格を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が申立期間①において、株式会社Aで酒類を運搬するための木箱を製作する職人として働いていたことについては、申立期間当時の事業所関係者の供述から推認できるものの、当該事業所で保管されていた「労働者名簿」によれば、申立人の雇入年月日は申立期間より後の昭和33年8月26日であり、社会保険事務所の被保険者資格取得日と一致しており、申立期間における勤務実態等は確認できない。

また、株式会社Aで保管されていた「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によれば、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和33年8月26日、資格喪失日は同年12月20日と記載されており、社会保険庁の記録と一致することから、申立期間において厚生年金保険被保険者としての届出がなされていた事実及び厚生年金保険料控除の有無については確認できない。

さらに、株式会社Aに照会しても、上記に記載した届出関係の通知書以外の資料で、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を証明する関係書類は保管されていないことから、申立人が申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていた事実は確認できない。

加えて、申立期間に係る株式会社Aの当時の事業所関係者は、申立人は木

箱の製作請負職人で、社会保険の加入を強く拒否していたと供述しており、申立人も「受け取り賃金」(出来高賃金)なので、社会保険に加入したら、事業所を数か所掛け持ちで仕事をするができなかったと供述していることから、事業主は、当時、一部の従業員については、本人の申し出等により厚生年金保険の加入手続を行わなかったことがうかがえる。

- 2 申立人が申立期間②において、B社で働いていたことについては、申立期間当時の事業主関係者及び同僚の供述から推認できるものの、上記の事業主関係者及び同僚の供述において申立人の勤務形態等が確認できない。

また、当該事業所は、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を証明する関係書類は保管されていないことから、申立人が申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていた事実は確認できない。

さらに、申立期間に係る当該事業所の関係者は、申立人は数か所の事業所を掛け持ちで働く「渡り職人」で、賃金は「受け取りの歩合給」として支払っており、申立人は当初社会保険の加入を断っていたので、国民健康保険料を賃金に上乗せにしていたと供述していることから、事業主は、当時、一部の従業員については、本人の申し出等により厚生年金保険の加入手続を行わなかったことがうかがえる。

- 3 申立人は、両申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から6年7月1日まで
私が勤めていた有限会社Aは、平成5年4月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったため、私は国民年金に区役所の言うとおりに加入した。国民年金保険料を支払いながら会社に勤務し社会保険料も上記の事業所に給与から控除されていた。この間について是非とも厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、有限会社Aは、平成5年4月30日に解散を原因として厚生年金保険の適用事業所でなくなり、申立人及び申立人の長男である当時の事業主は同年4月30日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、同日以降の申立期間において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、有限会社Aの申立期間当時の法人登記によると、代表取締役は申立人の長男であり、取締役として申立人ほか一名が記載されていたため、申立人以外の上記取締役に照会したところ、同取締役は申立期間には既に退職しているので当時の状況は不明との回答であり、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

さらに、有限会社Aの元従業員に対し照会しても申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年から 57 年までの期間のうち 2 年間

私は相当以前のことなので勤務期間は覚えていないが、昭和 54 年から 57 年頃の期間について、2 年程度株式会社 A に勤務し、健康保険にも加入していた。退職時に健康保険被保険者証を会社に返還したことも覚えているので、申立期間について調査の上、厚生年金保険被保険者の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 A に係る申立期間当時の事業主及び従業員の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所の事業主に照会したところ、「当時の事務担当者が不明であり、経理関係等の資料が保管されていないため、申立期間に係る申立人の給与から厚生年金保険料を控除したか否かは不明である。」と回答しているため、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、株式会社 A に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立人が当該事業所に勤務していたこと以外の供述を得ることができない。

さらに、株式会社 A に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を当該事業所の事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

また、申立期間における雇用保険の加入記録についても確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月25日から同年10月1日まで
② 昭和31年4月1日から33年2月28日まで

私は、昭和25年3月25日にA株式会社（現在は、B株式会社。以下同じ。）に入社し、同年9月末に退職した。しかし、社会保険庁の記録では厚生年金保険被保険者とされていないので、申立期間①について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、私は、昭和27年3月にC商店に入社し、33年2月まで勤務していた。同商店は法人化された31年4月から厚生年金保険が適用されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の加入記録が無い。申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が氏名を挙げている複数の元同僚が社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できるが、申立人は、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

また、A株式会社の現在の事業主に照会したところ、当時の資料は保管されておらず、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができないことから、申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、申立人が氏名を挙げている5人の元同僚のうちの4人は、既に

亡くなっているか又は所在が不明であり、残る1人からも具体的な供述は得られなかったため、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が判明した3人の元同僚にも照会したが、申立人の勤務実態等を確認できる具体的な供述を得ることはできない。

加えて、社会保険庁の記録において、A株式会社が厚生年金保険の新規適用事業所とされたのは昭和25年4月18日であり、申立期間の同年3月25日から同事業所が新規適用事業所になるまでの期間については適用事業所であった記録は無い。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②については、申立人が勤務していたと主張する株式会社Dは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿も見当たらない上、現在では事業所の実態も確認できないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できる資料を得ることはできない。

また、株式会社Dの申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、同事業所における複数の元同僚に照会しても、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人が氏名を挙げている複数の元同僚のうち1人についても、同名簿に氏名は見当たらない。

- 3 このほか、両申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 1 日から 46 年 12 月 1 日まで
昭和 44 年 2 月 1 日から 46 年 12 月 1 日まで、A社に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を受けたので、再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において期間の特定はできないものの、A社に勤務していたことは推認できるが、申立人は申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的記憶を有していない上、給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる資料を所持していない。

また、申立人はA社において昭和 44 年 2 月 1 日から勤務していたと述べているが、社会保険事務所の記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは 45 年 11 月 1 日であり、それ以前の申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、照会した同僚のうち 2 人は、当時、従業員全員が厚生年金保険に加入していたわけではなかった旨の供述をしている。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明であることから、申立てに係る事実を確認することはできない。

また、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社が新規適用事業所となった昭和 45 年 11 月 1 日以後の申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番も無いため、申

立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、雇用保険の記録においても、申立人が申立期間に雇用保険の被保険者であった記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 17 日から 7 年 5 月 1 日まで
平成 6 年 8 月 17 日に株式会社 A に入社し、12 年 3 月 26 日まで勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格取得日は 7 年 5 月 1 日となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに株式会社 A の事業主及び同僚の供述から、申立人が平成 6 年 8 月 17 日から同事業所に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、株式会社 A が保管する厚生年金保険の新規適用事業所となった適用通知書及び社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険新規適用届（事業所台帳）から、同事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は、平成 7 年 5 月 1 日であることが確認できることから、申立期間において同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、申立人は、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことに関する具体的な記憶を有しておらず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、社会保険庁の記録では、申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から同年9月5日まで
② 昭和31年2月11日から同年4月6日まで

合資会社Aにおける厚生年金保険の資格取得日は、社会保険庁の記録では昭和30年9月5日とされているが、同年4月から勤務していたはずであり、給与から厚生年金保険料が引かれていた記憶が有る。

また、B株式会社には、昭和31年2月に入社し、同年4月6日に次の会社に入社するまで勤務していた。給与明細に社会保険料が明記されていたが、詳しい金額については覚えていない。

社会保険事務所に照会したところ、両申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を受けたが、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間において合資会社Aに勤務していた複数の同僚の供述から、申立人が申立期間の少なくとも一部の期間において勤務していたことは推認できるが、上記複数の同僚の供述においても申立人の正確な勤務期間は特定できず、厚生年金保険料控除に関する事実も確認できない。

また、合資会社Aは既に廃業しており、当時の事業主は所在不明であり、関係資料の存否も不明であることから、申立てに係る事実は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する合資会社Aに係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において、申立人の加入記録は無い。

2 申立期間②については、申立期間においてB株式会社に勤務していた複数の同僚の供述から、申立人が期間の特定はできないものの同社に勤務し

ていたことは推認できるが、上記複数の同僚の供述においても申立人の正確な勤務期間は特定できず、厚生年金保険料控除に関する事実も確認できない。

また、B株式会社は既に廃業しており、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所が保管するB株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 また、申立人は、両申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持していない。
- 4 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 21 日から 43 年 3 月 31 日まで
平成 19 年 9 月 11 日に A 株式会社の厚生年金保険期間について、照会
申出書を社会保険事務所へ提出したところ、脱退手当金が支給済みとの
回答をもらった。私は脱退手当金を受領していないので、厚生年金保険
の加入期間として復活してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の被保険者原票の前後で管理されている女性のうち、A 株式会社の全喪日である昭和 43 年 4 月 1 日の前 3 年以内に資格喪失した者で脱退手当金の受給資格が有る 19 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10 人に支給記録が確認でき、このうち 8 人について資格喪失日の約 1 か月から 5 か月後に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても同様に代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱 B (地名)」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 43 年 4 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで
(株式会社A)
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで
(株式会社B)
③ 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 5 月 15 日まで
(C社)
④ 昭和 41 年 7 月 2 日から 46 年 11 月 8 日まで
(有限会社D)

有限会社Dで事務の仕事をしていたが、脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取ってもいない。どこで誰に脱退手当金が支給されたのか分かるまでは納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 46 年当時、社会保険事務所では、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられるところ、申立期間①及び④の厚生年金保険被保険者期間並びに申立期間②及び③の被保険者期間は別番号で管理されているにもかかわらず、すべての被保険者期間について脱退手当金が支給されていることから、申立人の意思に基づかずに脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

また、申立人は、昭和 50 年 12 月 30 日に、37 年 7 月から 47 年 12 月までの期間について、脱退手当金支給済期間を含めて国民年金保険料を特例納付しており、その時点で、脱退手当金支給済期間を厚生年金保険被保険

者期間として認識していたものとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に軽微な計算上の誤差が認められるものの、支給されたとする額は法定支給額とほぼ一致しており、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和46年12月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人の被保険者名簿には「脱」表示が無いが、昭和32年12月2日保業発第186号通知によると、最後の厚生年金保険資格喪失日が同年10月2日以降の者については、被保険者台帳への「脱」表示は必要としない旨規定されており、申立人の厚生年金保険資格喪失日は46年11月8日であり、社会保険事務所では、当該通知に基づき、被保険者名簿に「脱」表示を行わなかったものと考えられることから、被保険者名簿に「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 21 日から 35 年 1 月 14 日まで
A株式会社を辞めたときは厚生年金保険のことは何も知らず、すぐに他に給料の良い所に勤めていた。
脱退手当金を請求した記憶も受領した記憶も無いので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 35 年 1 月の前後約 1 年以内に資格喪失した者で脱退手当金の受給資格が有る 35 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録が確認できる 22 人全員について資格喪失日の約 2 か月から 7 か月後に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても同様に代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 7 か月後の昭和 35 年 8 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 35 年当時、社会保険事務所では、請求者からの申出が無い場

合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはないかと、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 2 日から 40 年 7 月 11 日まで

私は、昭和 40 年 6 月 20 日に長男を出産し、10 年間勤めた株式会社 A を退職したが、平成 11 年に、私の年金の受給申請のために社会保険事務所に行った際、同社に勤務していた期間について、厚生年金保険に加入していたこと、及び昭和 40 年 11 月 8 日に脱退手当金が支給されていることを初めて知った。

退職した当時、私は、厚生年金保険制度だけでなく、社会保険事務所の存在すら知らず、また、産後間もなく、体調も悪く出歩くことができなかつたため、脱退手当金の請求や受領ができるはずがないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、当該事業所の全喪日である昭和 40 年 10 月 29 日の前 1 年以内に資格喪失した者で脱退手当金の受給資格が有る 15 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6 人に支給記録が確認でき、このうち 4 人について資格喪失日の約 4 か月から 7 か月後に脱退手当金の支給決定がなされている上、40 年当時の当該事業所の総務事務担当者は、「当時、退職者のうち、脱退手当金の受給を希望する者については、事業主による代理請求及び代理受領を行っていた。」と供述していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても同様に代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、厚生年金

保険資格喪失日から約4か月後の昭和40年11月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえず、ほかに脱退手当金を支給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を支給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年2月20日から同年6月1日まで
(A組合)
② 昭和24年6月1日から25年2月21日まで
(B工場)
③ 昭和26年7月25日から27年2月7日まで
(C工場)
④ 昭和27年9月10日から31年1月1日まで
(D株式会社)

申立期間について、脱退手当金を受け取った記憶は無く、脱退手当金の支給を受けたとする社会保険事務所の回答は誤りであるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和31年3月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の5回の厚生年金保険被保険者期間はすべて同一の番号で管理されていたにもかかわらず、B工場における昭和25年6月21日から26年4月21日までの被保険者期間について脱退手当金が支給されていないが、申立人は、「当該期間はB工場に勤務した記憶が無い。」と供述している上、当該事業所の被保険者名簿によると、当該期間については、申立人の氏名「E」と異なる氏名「F」が記載されており、脱退手当金が請求された当時、社会保険事務所では当該期間について把握することができなかったものと考えられることから、脱退手当金が支給されていないことに

不自然さはいかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から 43 年 5 月 26 日まで
申立期間は、A社に勤務していた。当該期間について、社会保険庁の記録では、脱退手当金が支給済みとなっているが、受給していないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されている。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 10 か月後の昭和 44 年 3 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 11 日から 34 年 6 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A 有限会社を退職したときに脱退手当金を受給したことになるが、私は、そのときに脱退手当金を受け取った記憶が無い。

私が脱退手当金を受給したのは、B 株式会社を退職したときであるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 有限会社 C 工場の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 34 年 6 月の前後に資格喪失した者で脱退手当金の受給資格が有る 18 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、13 人に支給記録が確認でき、このうち 12 人について資格喪失日の約 2 か月から 7 か月後に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人と同時期に当該事業所を退職した同僚によると、「工場からは何の説明も無かったが、銀行から取りに来いと言われて 1 万 4,000 円ぐらい受け取った。」と供述していることなどを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても同様に代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 34 年 10 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、昭和 28 年の秋、B 株式会社を退職したときに脱退手当金を受給したと主張しているが、この時点では、申立人の厚生年金保険被保険者期間は約 1 年半であり、脱退手当金の支給要件である 2 年を満た

していないとともに、その当時、申立人は同社D工場の被保険者期間中であり、脱退手当金の支給要件である厚生年金保険被保険者の資格喪失中にも該当しないため、脱退手当金を請求することは制度上不可能であることから、申立人の主張は不合理である。

加えて、A有限会社C工場の被保険者名簿の申立人の欄には「脱」表示が無く、脱退手当金の支給記録が確認できた同僚9人についても「脱」表示が無いが、昭和32年12月2日保業発第186号通知によると、最後の厚生年金保険資格喪失日が同年10月2日以降の者については、被保険者台帳への「脱」表示は必要としない旨規定されており、申立人の厚生年金保険資格喪失日は34年6月1日であり、社会保険事務所では、当該通知に基づき、被保険者名簿に「脱」表示を行わなかったものと考えられることから、被保険者名簿に「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年6月15日から19年3月27日まで
② 昭和19年8月1日から22年3月1日まで

船員保険の被保険者であった申立期間について、社会保険事務所から脱退手当金は支給済みという回答であったが、夫は生前に請求した記憶が無いと言っていたので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の脱退手当金の支給記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが管理する申立人の船員保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことを示す記載が有る。

また、当該センターが管理する国庫金送金請求書の「受取人」欄には申立人の氏名が記載されており、「金額」欄に606.90円、「払渡店又は送金先」欄にA銀行B支店と記載されていることから、一連の事務処理に不自然さはいくつかあらず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 20 日から 45 年 9 月 16 日まで
脱退手当金の支給日とされる昭和 45 年 12 月 11 日は妊娠中であり、A 社会保険事務所まで脱退手当金を受取りに行ける状態ではなかった。
また、私は、失業保険はもらった記憶が有るが、脱退手当金はもらった記憶が無く、A 社会保険事務所がどこにあるのかも知らなかったので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 45 年 12 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していた B 株式会社 C 事業本部（現在は、B 株式会社 D 事業本部）によると、申立人については、厚生年金保険資格喪失日と同日の昭和 45 年 9 月 16 日付けで厚生年金基金についても特別脱退し、一時金を支給している記録が有る上、当該事業所は、「厚生年金基金の一時金を支給する場合、厚生年金保険の脱退を確認してから一時金を支給する取扱いを行っていた。」と証言していることも踏まえると、脱退手当金が支給されていたものと推認することができ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。